

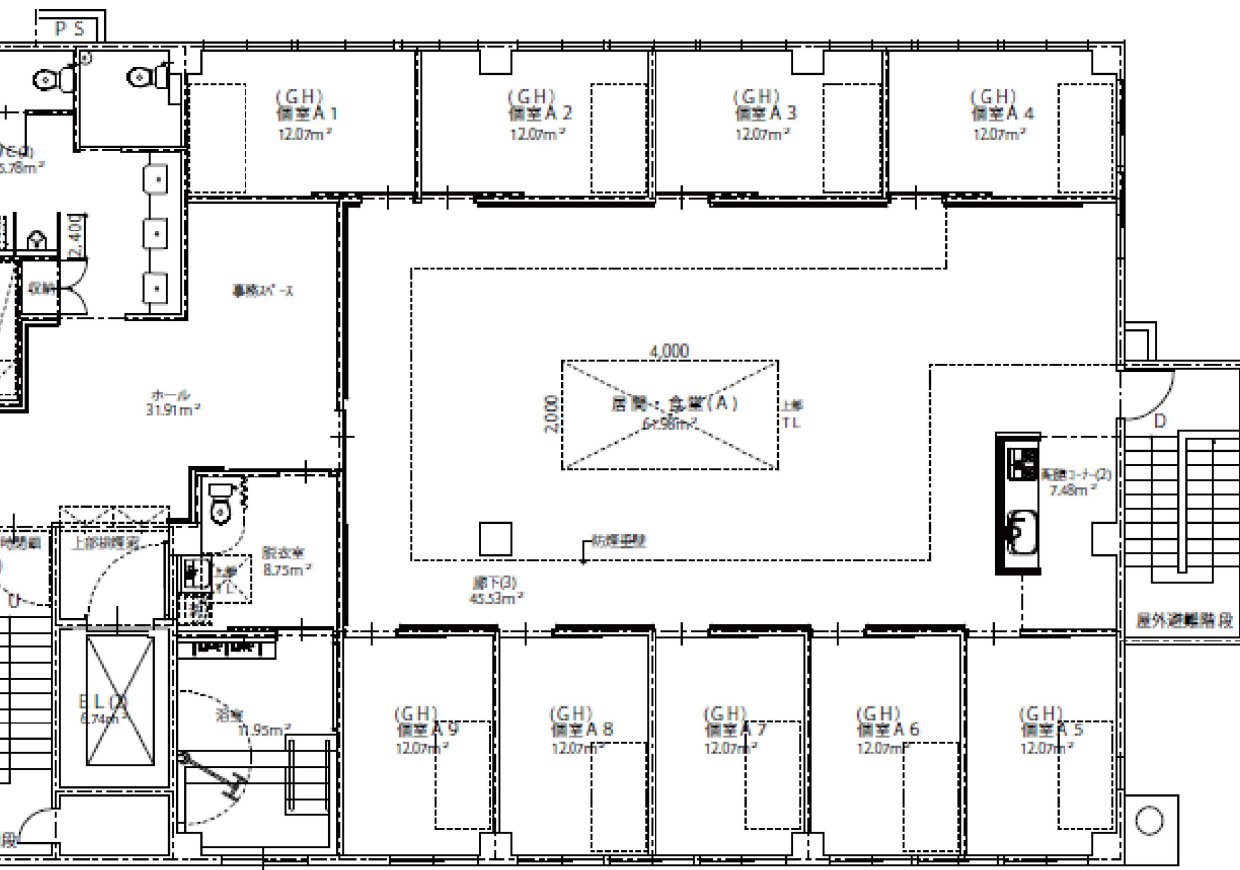
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホーム

ふかせ

入居のご案内





グループホームのご利用料金

毎月かかる加算分③	1日	30日(一ヶ月)
④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	22円	660円
⑤医療連携体制加算	39円	1,170円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 介護職員処遇改善支援補助金	$(②+④+⑤) \times 16.2\%$	



初期加算	入居後30日間に限り初期加算として、1日につき30円が加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して個別の担当者を定め、サービス提供を行った場合1日120円が加算されます。
看取り介護加算	利用者の重度化や看取りに対応する場合、1日144円(死亡日以前4~30日)、680円(死亡日の前日及び前々日)、1,280円(死亡日)が加算されます。
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合、利用者ごとに1月につき30単位を算定します。
栄養管理体制加算	外部との連携を含んだ管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合、利用者ごとに1月につき30単位が加算されます。
科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを活用して厚労省に提出し、そのフィードバックを活用して通所介護計画を見直すなどの取組みをする場合、40単位を加算
退居時相談援助加算	利用者が退居する際自宅や地域での生活を継続できるように相談援助した場合、1回を限度とし400円が加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	これまで介護職員処遇改善交付金として公費にて支出されておりましたが、平成24年4月1日より介護給付費の加算として位置付けられ利用様負担となりました。 (介護保険1割負担分+各加算1割負担) × 13.4%

【 案 内 図 】



いつでも説明、見学などお受けいたします。

名 称 : グループホームふかせ
 住 所 : 〒040-0074 函館市松川町30番12号
 電 話 : 0138-41-1221 FAX : 0138-40-1245

協力医療機関

- 医療法人 鴻仁会 深瀬医院
 函館市松川町30番12号
 診療科目: 内科、漢方内科、疼痛緩和内科
 リハビリテーション科
 歯科、歯科口腔外科、心療内科
 協力内容: 緊急時の受入・治療協力
 健康診断、健康相談
- 医療法人 鴻仁会 深瀬医院
 函館市松川町30番12号
 診療科目: 歯科
 協力内容: 歯科治療、義歯製作、義歯調整
 口腔衛生相談・指導

運営法人概要

名 称 : 医療法人 鴻仁会
 所 在 地 : 函館市松川町30番12号
 代 表 者 : 理事長 深瀬晃一
 事 業 内 容 : 有料老人ホームの運営
 介護保険法に基づく
 居宅サービス事業

TEL (0138) 41-1221
 FAX (0138) 40-1245

★系列施設

デイサービス 「(認知症対応型) ふかせ・こうじゅ・(地域密着通所介護) こうじゅ」
 介護付有料老人ホーム 「ばんだい・みやまえ・光風園・こうじゅ」
 住宅型有料老人ホーム 「ふかせ・3号館・かめだ・まつかわ・こうじゅ」
 ショートステイ 「こうじゅ」
 小規模多機能 「3号館・まつかわ・こうじゅ」
 グループホーム「光風園・まつかわ・ふかせ」
 特別養護老人ホームこうじゅ
 定期巡回随時対応型訪問介護看護「メディケアサポートまつかわ」